

## 平成 28 年度千葉県食品衛生監視指導計画（案）の概要について

### 1 趣 旨

食品衛生法（以下「法」という。）第 24 条第 1 項の規定により、県は、国の示す指針に基づき、毎年度、翌年度行う監視指導の実施に関する計画（千葉県食品衛生監視指導計画）を、県内の食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生状況、その他県内の実状を勘案して定めることとされています。

県においては、平成 27 年度千葉県食品衛生監視指導計画の遂行状況等を踏まえるとともに、「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」の基本方針に配慮し、平成 28 年度千葉県食品衛生監視指導計画（以下「計画」という。）を策定しました。

### 2 計画に必要な事項（法第 24 条第 2 項）

- (1) 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- (2) 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- (3) 県と隣接する都県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項
- (4) その他監視指導の実施のために必要な事項

### 3 勘案すべき県内の実状

- (1) 豊かな自然を有し、農林水産部門において全国屈指の生産地である。
- (2) 首都圏に隣接し、国民の食品の供給に重要な役割を担っている。
- (3) 成田国際空港、千葉港等、国際的な輸出入や旅行の窓口がある。
- (4) 観光地、行楽地などが数多く、毎年県外から多くの人を訪れる。

## 4 主要項目の概要

### (1) 共通監視指導事項

食品関連法令等に基づく施設等の構造や食品等の規格基準の遵守、並びに食品等事業者の自主衛生管理の強化等に係る監視指導の推進に努める。

### (2) 重点監視指導事項

食中毒の発生予防、食品等の適正な表示、その他食品の生産から消費に至る各段階における重点的な事項を対象とした効率的な監視指導、広域流通食品等事業者に対する指導の推進、異物混入防止対策の徹底、輸入食品の安全確保に努める。

### (3) 監視指導の実施体制

食品に関連する監視指導に当たっては、監視指導や検査を行う機関がそれぞれの役割分担を明確にするとともに、国や他の都道府県及び関係部署等とも連携して立入検査を実施する。また、試験検査機関の体制の整備についても随時見直しを行う。

### (4) 施設への立入検査に関する事項

業種（施設）毎に過去における違反等の状況、食品の流通の広域性及び営業の特殊性などを考慮して、監視指導の重要度と今までの監視指導の実績等をふまえ重要度の高い順にA～Eの5段階に分類し、本県における標準監視指導回数を定めた。

### (5) 食品の収去検査等

各検査実施機関において、食品衛生法に基づく規格基準検査を実施し、違反食品の排除に努めるとともに、食中毒発生防止のための検査を実施し指導を行う。また、食品表示法に基づき、食品の不適正表示を摘発指導する。

### (6) 夏期及び年末等における監視指導の強化

食中毒等の健康危害の発生しやすい夏期及び食品の流通が多くなる年末において対象業種（施設）を定めて監視指導を行い、食品による健康被害を未然に防止するよう努める。

### (7) 県民への情報提供及び意見交換

計画策定時の原案、年度終了後の実績及び夏期・年末の実施結果等について公表するとともに、県民等から意見聴取を行う機会を設ける。

### (8) 食中毒等健康危害発生時の対応

食中毒が発生した場合には、「千葉県健康危機管理基本指針」及び「千葉県食中毒疫学調査要領」等に基づき、迅速かつ適切に原因究明を行い危害の拡大防止に努める。

### (9) 自主衛生管理の推進及びHACCPによる衛生管理の普及推進

食品衛生管理の主体は、食品等事業者自らが担っており、原材料等の安全の

確認から製品の流通に至るまで、自主衛生管理が必要不可欠であるため、食品等事業者の自主衛生管理の一層の強化を図るとともに、法令に規定される食品等事業者の責務を遵守するよう積極的に推進する。また、食品の安全性確保には、H A C C Pによる衛生管理が有効なことから、食品営業施設、特に食品の製造・加工施設におけるH A C C Pによる工程管理の普及を推進する。

(10) 人材の育成及び資質の向上

最新かつ高度な知見が要求される監視指導及び食品検査を行う職員の研修、並びに食品等事業者への講習会等の充実を図る。

## 5 平成27年度計画との変更に関する考え方

(1) 回収食品等及び廃棄食品等の処理に係る指導について

本来廃棄されるべき食品が不正に転売されていた事件を踏まえ、食品等事業者に対し、次の事項を重点とし、監視指導を実施する。

ア 食品等事業者において、食品等を回収する際、回収に係る記録を作成・保存するとともに、積極的に情報を発信するよう指導を行う。

イ 食品等事業者において、回収した食品等を廃棄する際、廃棄に係る記録を作成・保存するなど、廃棄物が適切に処理されるよう指導を行う。

(2) 食中毒の発生予防について

平成27年6月に施行された豚の食肉（内臓を含む）の生食としての販売提供の禁止に係る規格基準の改正について、各営業施設の監視指導及び県民への啓発を重点的に実施し、食中毒の発生予防に努める。

(3) 食品表示法について

平成27年4月1日に食品表示法が施行され、現在は新旧基準の食品表示が混在する移行期間であることから、新基準への円滑な移行が図られるよう食品関連事業者及び県民への周知啓発を行う。

また、違反者に対する措置事項として、旧J A S法で規定されていた指示・公表などが加わったことから、法の執行体制に遺漏が無いよう留意する。